

【CLOメルマガ】新型コロナウイルス感染拡大と株主総会対応について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第2号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、3月決算の会社の多くが6月中に株主総会を開会予定である中、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う現在の状況を踏まえ、その時期を延期することや、開催するにあたっての法的問題や対応の留意点を中心に取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

今号の目次

1. はじめに
2. 新型コロナウイルス感染症の流行下における株主総会の開催時期
3. 株主総会を開催する際の対応

~~~~~

### 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症をめぐっては、本年3月13日に改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、今月7日に東京、大阪等7都道府県を対象に緊急事態宣言が発令され、同16日にはその対象地域が全都道府県に拡大されました。

新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(本年2月25日)でも触れられているように、現在最優先すべき事項は、日本全国において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、健康被害を最小限に抑えることです。こうした異例の状況下で、株式会社の経営陣は、定時株主総会の開催に関し極めて困難な判断を求められているといえます。

## 2. 新型コロナウイルス感染症の流行下における株主総会の開催時期

(以下は、事務所ウェブサイト公表している「新型コロナウイルス感染症の流行下における株主総会の開催時期」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から (<https://www.clo.jp/column/2321/>)

### (1) 考えられる選択肢

現時点において検討されている主な選択肢は、以下の3つに分けられます。

#### 【プラン A】(6月開催・終結)

通常どおり6月に定時株主総会を開催し、必要な報告、決議を経て同時に総会を終結する。

#### 【プラン B】(継続会)

6月に定時株主総会を開催し、役員選任議案、定款変更議案等の重要な議案の決議を経ておき、続行決議(会社法317条)を経て後日継続会を開催して計算書類等の報告を行う。

#### 【プラン C】(延期)

6月の開催を見送り、新型コロナウイルス感染症の影響により開催困難な状況が解消した後、合理的な期間内に定時株主総会を開催する。

いずれのプランを検討するかは会社によって様々と考えられますが、上場会社の多くでは、決算・監査の手続きが6月開催に間に合うかどうか重要な要素と思われます。

そのため、決算・監査の手続きの状況に応じ、

- ① プラン A をベースプランとしつつ、プラン B 又は C を検討する会社
- ② プラン A～C を同時並行で検討する会社
- ③ プラン B 又は C をベースプランとして検討する会社

が考えられるところです。以下では、プラン B とプラン C のメリット・デメリットや法的論点を挙げます。

### (2) プラン B(継続会)

(メリット)

- ① 新たな基準日を定める必要がなく、定款所定の基準日株主が議決権を行使できる。
- ② 役員選任など会社の事業継続上の重要事項について株主の信任を得ることが可能。

(デメリット)

- ③ 物理的に2回の総会開催が必要となる。

(会社法上の論点)

プランBを採用する場合の会社法上の論点としては、招集通知に計算書類等を添付できない場合の問題、先行株主総会と継続会の同一性、剰余金配当に当たっての分配可能額の計算等、退任役員の任期満了時期といった問題を検討する必要があります。これらについては、上記 URL から、記事全文をご参照いただければ幸いです。

### (3) プラン C(延期)

(メリット)

- ① 総会の開催が1回で済む。

(デメリット)

- ② 新たな基準日を設定する必要があり、定款所定の基準日株主が議決権を行使できない。
- ③ 経営上重要な議案が予定されている場合に、経営に支障が生じかねない。
- ④ 改選期にあるすべての役員が株主の信任を受けないまま経営や監査を続けることとなる。兼務役員として他社から派遣を受けている社外役員について、他社における人事ローテーションに支障が生じる可能性がある。

(会社法上の論点)

プラン Cを採用する場合の会社法上の論点としては、定款で定めた時期からの延期可否、役員の任期、剰余金配当の時期が挙げられます。これらについても、詳細は上記 URL から、記事全文をご参照いただければ幸いです。

## 3. 株主総会を開催する際の対応

(以下は、事務所ウェブサイト公表している「新型コロナウイルス感染症の流行下において株主総会を開催する際の対応」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から(<https://www.clo.jp/column/2321/>)

### (1) 基本的視点

株主総会の開催に伴う新型コロナウイルスの感染リスクを低減するためには、第一に、株主総会の出席者の数をいかに減らすかという視点での対応(規模縮小のための対応)、第二に、出席者相互の接触をいかに希薄化するかという視点での対応(接触希薄化のための対応)、第三に、株主、会社のいずれの側においても発生し得る感染者または感染が疑われる者の来場・出席をいかに防止するか、また、株

主総会を確実に遂行するための会社側のリスク管理体制の整備も必要となります（感染者等への対応）。

一方で、いずれの視点に基づく対応においても、決議取消事由となるリスクを低減するための対応を検討する必要があります（決議取消リスクの低減）。

## **(2) 規模縮小のための対応**

### **(a) 来場の自粛要請**

まず、株主総会の招集通知や自社ウェブサイトにおいて、感染拡大防止のために株主に対して来場を控えるよう呼びかけを行うことが考えられます。

経済産業省と法務省が公表した「株主総会運営に係るQ&A」でも、感染拡大防止策の一環として株主に来場を控えるよう呼びかけることは、株主の健康に配慮した措置として許容されるとの見解が示されています。

### **(b) 会場変更・人数制限・事前登録制**

また、上記 Q&A では、来場の自粛要請に加え、自社会議室を活用するなどして、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することが許容される場合があるとの見解、および、会場変更や人数制限に関連して、総会出席について事前登録制を採用し、事前登録者を優先的に入場させることも可能との見解も示されています。

もっとも、これらを実施する際の判断や実施方法については慎重に検討する必要がありますので、詳細は上記 URL から、記事全文をご参照いただければ幸いです。

### **(c) 議決権の事前行使の促進**

株主の権利行使に対する配慮や株主総会成立のために必要な定足数の確保の観点からは、議決権行使書やインターネットによる議決権行使を認め、議決権の事前行使について積極的に案内することが望ましいものと思われます。なお、これらの方法により事前の議決権行使を認める場合は、株主総会招集の通知に際して、株主総会参考書類を交付する必要があります（会社法 301 条 1 項、同 302 条 1 項）。

### **(d) お土産の配布やイベント開催の中止**

慣例的に来場株主に対するお土産の配布や終了後のイベント開催をしている会社においては、それらを中止し、その旨を事前に株主に通知するという対策が考えられます。

### (3) 接触希薄化のための対応

#### (a) 感染予防のための総会運営体制

総会当日においては、役職員や株主のマスク着用、消毒液の設置、座席間隔の確保、マイクの消毒などを行う体制を整備しておくことが考えられます。

#### (b) 時間の短縮

議事の短時間化を図ることは感染予防のために検討すべき重要な課題であり、経産省・法務省のQ&Aでも、感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合の合理的な措置として許容されています。具体的には、ビデオやスライドによる事業報告の動画を総会前に自社ウェブサイトに掲載する代わりに、総会での当該動画の上映はとり止め、「お手元の招集通知に記載のとおりである」と告げる形で、事業報告の簡素化を図ることなどが考えられます。

一方で、株主の質問権を不当に侵害することのないよう、基本的には一方的に打ち切るのではなく、株主に理解を求めて自主的に質問を終了させるなどの配慮が必要となります。

#### (c) バーチャル株主総会

会場と他の会場や株主等とをインターネットにより接続して開催される株主総会はハイブリット型バーチャル株主総会と呼ばれ、経産省が実施ガイドを策定して、運営に際しての法的・実務的論点や具体的な取扱いが解説されています。ただし、株主総会は「場所」を定めることが求められていることから、現行法の下では、実際に開催する株主総会の場所がないバーチャルオンリー型株主総会は認められていません。

### (4) 感染者等への対応

#### (a) 体調不良者等の入場謝絶

経産省・法務省のQ&Aにおいて、発熱や咳などウイルスの罹患が疑われる株主に対して入場を制限することや退場を命じることも可能との見解が示されています。この場合でも、罹患が疑われる株主に対する入場謝絶を招集通知やウェブサイトで予め告知しておき、まずは任意の入場自粛を求めた上で、従わない場合に入場を禁止する段階的対応が適切と考えられます。また、議決権行使の代替措置として、議決権行使の委任状を現場で作成・提出してもらい、従業員等が代理人として議決権を行使するという対応も考えられます。

#### (b) 役職員感染時の対応

取締役や監査役が罹患、またはその疑いがある場合は、株主総会開催場所に来

場すべきではありません。しかし、可能であれば、オンラインによる出席も考えられるところですが。議長を務める予定だった取締役が欠席する事態では、定款に議長予定者の事故時の対応に関する定めがあるときは、あらかじめ定められた次順位の取締役が議長を務めて議事運営を主宰することとなります。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 高橋 瑛輝 ([takahashi\\_e@clo.gr.jp](mailto:takahashi_e@clo.gr.jp))

弁護士 岩城 方臣 ([iwaki\\_ma@clo.gr.jp](mailto:iwaki_ma@clo.gr.jp))

弁護士 大澤 武史 ([osawa\\_t@clo.gr.jp](mailto:osawa_t@clo.gr.jp))

弁護士 本行 克哉 ([hongyo\\_k@clo.gr.jp](mailto:hongyo_k@clo.gr.jp))

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

#### 【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

[clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所

<https://www.clo.jp>

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....

緊急事態宣言の発令による外出自粛要請に伴い、弊事務所においてもテレワークを推進するとともに、感染予防・拡散防止に重点を置いた体制をとっております。ご不便をおかけする場合もあろうかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。